

## 船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、船橋市グリーン調達等基本方針（以下「方針」という。）に基づく電気の入札の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、方針で使用する用語の例による。

### (対象)

第3条 別添対象施設の高圧受電施設を対象とする。

### (環境評価項目)

第4条 環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数 \*調整後排出係数
- (2) 二酸化炭素排出係数 \*実排出係数
- (3) 未利用エネルギーの活用状況
- (4) 再生可能エネルギーの導入状況
- (5) 環境マネジメントシステムの導入状況
- (6) 環境報告書の発行状況

### (入札の参加資格者)

第5条 入札の参加資格者は、前条で定める評価項目について、別表により算定した得点の合計が70点以上であること

### (評価)

第6条 入札に参加しようとする小売電気事業者は、前条の規定により算定した評価点を記載した環境評価項目報告書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図表を添付するものとする。

- (1) 未利用エネルギーの活用について示す書類または図表

- (2) 電源構成等を開示した書類または図表
- (3) 環境マネジメントシステムを導入している場合は、審査登録証等の写し
- (4) 環境報告書を発行している場合は、最新の環境報告書

(その他)

第7条 この要領により定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(事務処理)

第8条 この要領に係る事務処理は、環境政策課において行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月24日から施行する。

この要領は、平成31年3月25日から施行する。

## 電気の調達に係る環境配慮契約評価基準

## 別表

評価項目	区分	配点
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.450 未満	70
*調整後排出係数 (注 1)	0.450 以上 0.475 未満	65
	0.475 以上 0.500 未満	60
	0.500 以上 0.525 未満	55
	0.525 以上 0.550 未満	50
	0.550 以上 0.575 未満	45
	0.575 以上 0.600 未満	40
	0.600 以上 0.625 未満	35
	0.625 以上 0.650 未満	30
	0.650 以上	0
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.412 未満	30
*実排出係数 (注 2)	0.412 以上 0.462 未満	20
	0.462 以上 0.512 未満	10
	0.512 以上	0
前年度の未利用エネルギーの活用状況 (注 3)	0.675 % 以上	10
	0 % 超 0.675 % 未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (注 4)	5.00 % 以上	20
	3.00 % 以上 5.00 % 未満	15
	1.50 % 以上 3.00 % 未満	10
	0% 超 1.50 % 未満	5
	導入していない	0
環境マネジメントシステムの導入状況 (注 5)	導入している	5
	導入していない	0
環境報告書の発行状況 (注 6)	発行している	5
	発行していない	0

注1 前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh) \*調整後排出係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表された前年度の調整後排出係数とする。

注2 前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh) \*実排出係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表された前年度の実排出係数とする。

注3 前年度の未利用エネルギーの活用状況

前年度の未利用エネルギーの活用状況とは、以下の算定式により算出する。

《算定方法》

未利用エネルギー活用状況(%) = (① ÷ ②) × 100

① 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)

② 前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)

(1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

※ 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

※ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した①～③に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。)) をいう。

① 工場等の廃熱または排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)」で定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③ 高炉ガスまたは副生ガス

#### 注4 前年度の再生可能エネルギーの導入状況

前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、以下の方法で算定した数値をいう。

《算定方法》

前年度の再生可能エネルギー導入状況(%) = (① + ②) ÷ ③ × 100

① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の送電端における利用量(kWh)

② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の送電端における利用量(kWh)  
ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

③ 前年度の需要端における供給電力量(kWh)

(1) 再生可能エネルギーとは、FIT法に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気をいう

#### 注5 環境マネジメントシステムの導入状況

評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション21」、「エコステージ」、「KES」とする。

#### 注6 環境報告書の発行状況

評価対象となる環境報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」に定める記載事項を満たす「環境報告書」又は「CSR報告書」とする。

#### 注7

第1号様式提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表及び(注1)～(注4)中の「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

## 環境評価項目報告書

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

④

担当者氏名

連絡先

船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領第6条第1項に基づき、算定した点数等について関係書類を添えて以下のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類に係る記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

評価項目	数値	点数
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
*調整後排出係数		
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
*実排出係数		
前年度の未利用エネルギーの活用状況		
前年度の再生可能エネルギーの導入状況		
環境マネジメントシステムの導入状況	有・無	
環境報告書の発行状況	有・無	
合計		

- 「数値」及び「点数」には「船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領」別表により算定した値を記入すること。「有・無」は該当するものを○で囲むこと。
- 記入した数値の算定根拠となる書類を添付すること。

別添

対象施設
本庁舎
分庁舎
庁舎別館
福祉ビル
二宮出張所[庁]
芝山出張所[庁] ， 私立保育所 複合施設
西船橋出張所 ， 老人憩いの家、地域ステーション 複合施設
三山市民センター 等複合施設
船橋スカイビル(男女共同参画センター)
中央老人福祉センター
北部福祉会館 等複合施設
西部福祉会館
南部福祉会館
社会福祉会館
ケア・リハビリセンター等複合施設
看護専門学校
身体障害者福祉作業所太陽 ， 身体障害者福祉ホーム若葉 複合施設
海神児童ホーム ， 西簡易マザーズホーム ， 老人憩いの家 複合施設
宮本第一保育園
浜町保育園
若松保育園
湊町保育園
千鳥保育園
西船保育園

本中山保育園
行田保育園
高根保育園
二宮保育園
習志野台第一保育園
習志野台第二保育園
高根台保育園
芝山第一保育園
小室保育園
青少年センター、海神第二保育園 等複合施設
本町保育園
海神第一保育園
中央保育園
保健福祉センター
農業センター 等複合施設
運動公園
運動公園 体育館
法典公園 <グラスポ> 等複合施設
船橋駅南口地下駐車場
消防局中央消防署合同庁舎 ， 消防指令センター ， 職員研修所 複合施設
東消防署 前原分署
西部消防保健センター
総合教育センター 等複合施設
郷土資料館
一宮少年自然の家
青少年会館

中央公民館 ， 市民文化ホール 複合施設
宮本公民館 等複合施設
海神公民館
浜町公民館 等複合施設
東部公民館 ， 消防団第十三分団 2 班器庫（前原西）等複合施設
飯山満公民館
薬田台公民館 等複合施設
西部公民館 等複合施設
丸山公民館
塚田公民館 等複合施設
法典公民館 等複合施設
西船レックス(葛飾公民館)
北部公民館 等複合施設
八木が谷公民館
三咲公民館 等複合施設
松が丘公民館
小室センター
坪井公民館
高根台公民館 等複合施設
夏見公民館
高根公民館
新高根公民館 等複合施設
東図書館 等複合施設
北図書館 等複合施設
西図書館
高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)

北口地下駐車場
西浦処理場
清掃センター
地方卸売市場
市立小、中、特別支援学校、高等学校